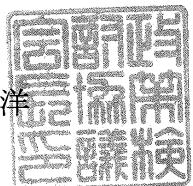


議局第1055号  
平成31年3月8日

大分県議会議長 井上 伸史 殿

政策検討協議会  
会長 濱田 洋



### 平成30年度政策検討協議会報告書

政策検討協議会（以下、「協議会」という。）は、地方自治法第100条第12項及び大分県議会会議規則第124条第2項の規定に基づき、議員提案による条例の制定、政策立案・提言及び県議会の諸課題等についての協議・調整の場として、平成29年5月1日に設置されました。

平成29年度には、大分県スポーツ推進条例の制定、議会におけるICTの活用の検討、海外調査研究の実施、政務活動費の検証を行い、平成30年3月13日に中間報告書をまとめ報告したところです。

平成30年度は、下記のとおり政策検討を行いましたので、その結果を報告します。

#### 記

##### 1 犬猫の適正な飼養に向けた政策提言について

平成31年2月におおいた動物愛護センターが開設され、犬猫の適正な飼養や殺処分の減少が県政の重要な課題となることから、協議会の活動として、それらの課題に係る調査研究を行い、政策提言を行うことになりました。

具体的には、別紙1のとおり、「犬猫の適正な飼養に向けた政策提言（案）」を策定しました。

今後、知事に対して政策提言を行い、新たな動物愛護の拠点となる、おおいた動物愛護センターを中心に、犬猫の適正な飼養に向けた取組が充実・強化されることが期待されます。

## 2 県議会におけるＩＣＴの活用について

近年のＩＣＴ技術の発達は目覚しいものがあります。

タブレット等のＩＣＴ技術を活用することによって、審議の充実や事務の効率化、ペーパレス化などを実現できる可能性があります。

このため、県議会におけるＩＣＴの活用について検討を行うこととし、先進的な取組を行っている地方議会の事例を参考としながら、検討事項の範囲について整理し、次の5点について検討を行うこととしました。

- (1) 本会議場・委員会室等における情報機器の使用
- (2) メール等による文書等の送付
- (3) スケジュールの電子化・共有化
- (4) 各種資料の電子的な共有
- (5) 会議のペーパレス化

29年度は、主に(1)(2)について検討を行い、それぞれ、「委員会における情報機器の使用に関する申合せ事項」及び「議員へのメールによる文書・資料の提供について」を策定し、(1)については、タブレット等の情報機器は、本会議においては、使用する必要性等がないことから、委員会において情報機器の持込みを認めるべきであるとしました。また、(2)については、これまでファクシミリや郵送により紙媒体により行っていたものを、希望する議員に対しては、メールを活用して文書・資料を提供するべきであるとしました。

30年度は、残りの検討事項である(3)(4)(5)について調査・研究を行いました。その際、タブレット等の情報機器を使用したペーパレス会議システムを導入している神奈川県議会や杵築市議会の取組などを参考にしながら検討した結果、

- ①議員の議会内外における調査・審査業務が効率的になる
- ②膨大な紙資料の節減や管理・保管の省力化につながる
- ③膨大な紙資料の配付がなくなり、電話やFAXで行う議員との連絡調整業務が効率化される

以上のとおり、議員の議会活動の充実や議会事務局・執行部職員の業務の効率化、働き方改革に資することが認められることから、議員に関するスケジュールの電子化・共有化、本議会におけるタブレット等情報機器やクラウド型ファイル管理システムの導入による各種資料の電子的な共有及び会議のペーパレス化を進めていくことが適当との結論に至りました。

今後は、議会運営委員会の中で、調査・審査業務の効率化や議会運営の円滑化等の観点から、それらの導入に向けた具体的な検討をお願いします。

なお、当協議会における検討結果については、別紙2のとおりです。

## 3 海外調査研究について

議員による海外調査研究については、地方自治法、大分県議会会議規則、議員派遣要領及び「海外派遣の取扱い」（県議会の申合せ）に基づき実施しています。

昨年度は、議員8名がオーストラリア、ニュージーランド及びフィジーを訪問し、ラグビーワールドカップ2019™における大分県への誘客対策など本県の取り組むべき課題解決に即した事例を調査するとともに、研究の成果を政策提言に生かしました。

現行の県議会の申合せは、平成17年に改正して以降、10数年が経過しており、その間、県内外を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しております。

県では、平成23年5月に初めて「大分県海外戦略」を策定して以降、海外施策を適切かつ効果的に展開することで海外の活力を取り込み、本県地域経済の更なる活性化を目指して取組を強化しています。新たに策定を検討している次期海外戦略（計画期間：2019年度から3年間）においても、東アジアに加え東南アジアに向けた展開を拡充することはもとより、ラグビーワールドカップ2019™などのビッグイベントを契機として欧米・大洋州などアジア以外の地域での海外展開や海外誘客の推進・強化、海外人材の取り込みや国際人材の育成などに取り組むことにしています。

こうしたことから、二元代表制の一翼を担う県議会として、本県の取り組むべき課題解決に即した海外の先進事例の調査研究を、引き続き効果的に行うための規定の整備として、別紙3のとおり、海外派遣の取扱いの改正案を策定しましたので、速やかな改正をお願いします。

#### 4 政務活動費について

政務活動費については、更なる透明性の確保や向上を図るため、平成28年度に「政務活動費検討協議会」を設置して検討を行い、自家用車を使用する場合の交通費の取扱いや会計帳簿等の証拠書類をインターネットで公開するなど、制度の見直し等を行ったところです。

その際に、政務活動費については不断の改革が必要であり、政務活動費使途基準マニュアルの見直し等は、次年度以降も継続して行うこととされました。

そこで、今年度は、平成28年度、29年度で見直した自家用車を使用した場合の燃料代等の取扱いについて、29年度分の実績が出たことから、それを基にして、更なる見直しが必要かどうかも含め検証しました。

29年度に自家用車燃料代に政務活動費を充当した議員の数は、前年度より減少し、また、事務処理上も領収書の整理に加え、走行メーターの写真を保管するなどの新たな負担が生じました。しかしながら、見直し後の現行の取扱いが、県民に分かりやすい制度になっていること、また、都市部と周辺部の選挙区の違いや、議員の活動形態などによる制度上の不均衡は見られないことなどから、更なる見直しは必要ないとの結論に至りました。

政務活動費については、今後も必要に応じて検証し、見直していく必要があります。

※ 平成29年度の中間報告書を添付

## 平成30年度政策検討協議会 開催経過

- 第12回　日 時：平成30年4月25日（水）  
議 題：本県の犬猫の管理等に関する現状と課題について（執行部説明）  
平成30年度の検討テーマ（進め方）について
- 第13回　日 時：平成30年6月12日（火）  
議 題：犬猫殺処分減少対策に係る関係者の意見聴取について（関係者3名）  
犬猫殺処分及び議会でのICT活用に係る県内外調査について
- 県内事務調査　日 時：平成30年7月23日（月）  
調査先：杵築市議会  
内 容：議会のICT活用の調査
- 県外事務調査　日 時：平成30年8月6日（月）  
調査先：熊本市動物愛護センター  
内 容：犬猫殺処分減少対策の調査
- 第14回　日 時：平成30年9月6日（木）  
議 題：調査結果（議会ICT活用・犬猫殺処分）について  
県外調査（神奈川県議会・動物保護センター）について  
政務活動費について  
議員の海外派遣について
- 第15回　日 時：平成30年10月26日（金）  
議 題：県外調査（神奈川県）の行程等について  
政務活動費について  
議員の海外派遣について
- 県外事務調査　日 時：平成30年11月14日（水）～15日（木）  
調査先：神奈川県議会・動物保護センター  
内 容：議会におけるICT活用の調査（神奈川県議会）  
犬猫殺処分減少対策の調査（神奈川県動物保護センター）
- 第16回　日 時：平成30年11月26日（月）  
議 題：議会におけるICTの活用について  
犬猫殺処分減少対策について  
議員の海外派遣について
- 第17回　日 時：平成30年12月12日（水）  
議 題：犬猫の適正な飼養に向けた政策提言（素案）について  
議員の海外派遣について  
今後のスケジュールについて
- 第18回　日 時：平成31年2月18日（月）  
議 題：犬猫の適正な飼養に向けた政策提言（案）について  
議員の海外派遣について  
議会におけるICTの活用について  
報告書（素案）について
- 第19回　日 時：平成31年3月4日（月）  
議 題：報告書（案）について
- 第20回　日 時：平成31年3月8日（金）  
議 題：報告書の決定  
議長への提出

# **犬猫の適正な飼養に向けた政策提言 (案)**

～犬猫殺処分の減少に向けて～

平成 31 年 3 月

**大分県議会**

県では、保健所等で保護した犬や猫の返還及び譲渡の推進、飼い主への終生飼養や適正飼養の普及・啓発、人と動物のふれあいを通じた共生の推進等を目的として、平成31年2月17日におおいた動物愛護センターを開設しました。

本県における犬猫の殺処分頭数は、全国的に見ても高い水準にあり、この殺処分頭数を減少させることができが大きな課題となっています。犬猫の殺処分を減少させるためには、入口対策として、犬猫の適正飼養により収容数をいかに減らしていくか、また、出口対策として、犬猫の返還率や譲渡率の向上をどのように図るかが重要であると考えます。

そこで、大分県議会では、政策検討協議会の中で犬猫殺処分減少対策について調査研究を進め、大分県獣医師会や犬猫の譲渡会等を行うボランティアなどの動物愛護関係者から殺処分減少対策に対する意見聴取を行うとともに、熊本市動物愛護センターや神奈川県動物保護センターでの先進的な取組を調査し、犬猫の殺処分減少対策について、次のとおり提言を取りまとめました。

犬猫に限らず、過去ペットとして飼われたアライグマなどの動物が放置され野生化している現状もあります。県民に対して、改めて大分県動物の愛護及び管理に関する条例が求める動物愛護の気運醸成と、動物の健康及び安全の保持を図り、人と動物が共生する社会づくりを構築すべきと考えます。

県においては、市町村や関係機関と連携し、提言の内容を速やかに実現されることを要請します。

## 【提　　言】

### 1 「大分県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部改正について

殺処分される不幸な猫を減少させるため、和歌山県の動物愛護条例のように、飼い猫の屋内飼養の努力を促す規定や、野良猫への無秩序な餌やり等の規制ができる規定、地域猫対策を推進する規定などを加えるよう、現行条例の一部改正を検討すること。

### 2 野良猫等の減少対策について

大分市、別府市では、野良猫の避妊去勢手術に対する助成金制度を設け、効果を上げていることから、県として、T N R（地域猫を捕獲（トラップ）して避妊手術（ニューター）を施し、元の場所に戻す（リターン）活動）の普及に努めるとともに、全市町村に対する助成金制度創設の働きかけや県からの直接補助制度の創設を検討すること。

また、野良猫の発生を未然に防ぐため、飼い猫への避妊去勢手術に対する助成金

制度や避妊去勢の必要性を飼い主に対し周知啓発とともに、助成金制度の創設や市町村に対する制度創設の働きかけを検討すること。

### 3 「迷子札をつけよう 100%運動」の取組について

熊本市動物愛護センターが迷い犬対策として、動物愛護推進協議会と一緒にになって取り組んでいる「迷子札をつけよう 100%運動」を本県でも取り組むことについて検討すること。また、飼い主に対してマイクロチップ装着を促すための補助金を設けることについて検討すること。

### 4 譲渡率向上のためのシャンプーやトリミング等の実施について

犬猫の譲渡を促進するため、また、職員の負担軽減を図るため、トリマーや動物看護師の資格を持っている者を非常勤職員等に雇用することなどにより、シャンプーやトリミングを行うことを検討すること。

また、中長期的な課題として、保護された犬猫のけがや病気の治療やしつけを行うための基金の創設を検討すること。

### 5 多頭飼育崩壊等の防止対策について

一人暮らしの高齢者宅などで起きる多頭飼育崩壊を未然に防ぐため、飼い主の情報ケアマネージャーやソーシャルワーカーなどの福祉関係者から得られる環境づくりを検討すること。

また、庭先や公園で野良猫等に餌やりを続ける方々に対して、犬猫の避妊去勢の必要性や助成金制度等の周知啓発に努めるとともに、相談窓口の設置を検討すること。

### 6 繁殖屋としてのブリーダーの問題について

ペットショップやブリーダーの中には、犬猫の過剰な繁殖や不適正な飼養管理を行っており、母体への影響やブームが過ぎた犬猫が捨てられるなど、動物福祉の観点から問題があることから、講習会等を通じて啓発を行うこと。

なお、必要に応じて条例等で規制を設けることを検討すること。

### 7 ボランティアとの連携強化について

#### (1) 登録ボランティア制度について

犬猫殺処分ゼロを達成している神奈川県では登録ボランティア制度を設け、譲渡やシャンプー・トリミング、動物愛護普及啓発活動などを、これらの登録ボランティアに担ってもらい、殺処分ゼロの原動力となっている。本県においても、これらの活動に取り組むボランティアを育成するとともに、ボランティアの登録制度を設けることを検討すること。

また、乳飲み子の子犬・子猫を救うため、ミルクボランティア制度の導入について検討すること。

#### (2) ボランティアとの協働について

神奈川県では、ボランティアが行う譲渡会の場所として、県庁や県立公園等の敷地を提供するとともに、保健所や市町村施設の利用についても仲介を行っている。また、県のホームページで登録ボランティアの譲渡会の日程や活動実績を掲載するなどにより、譲渡率の向上に成果を上げていることから、このような取組も検討すること。

#### (3) ボランティアへの活動支援について

少なくとも年1回はボランティアとの全体会議を開催し、課題の共有や要望を把握するなど、連携強化を図ることを検討すること。

また、ボランティアの活動が継続的に行えるよう、ボランティアの譲渡活動やシャンプー・トリミング活動への補助を行うなど、県としての支援を検討すること。

さらに、野良猫の避妊去勢等に取り組むボランティアに対して、捕獲器等の貸出しや捕獲指導などのサポート体制の整備を検討すること。

### 8 犬猫の殺処分の表示について

保健所での犬猫の「引取り」の中には殺処分することも含まれる。そのことを知らずに、安易に引取りを依頼する飼い主もいることから、保健所の窓口において、例えば「引取り（殺処分）料」という表記にすることも殺処分を減少させるには効果的であるので、検討すること。

### 9 保健所における犬猫の引取り対応の統一について

動物愛護法の改正後、終生飼育の徹底がうたわれ、引取りを拒否できるようになったが、持ち込まれた犬猫の引取りの対応は保健所の職員によってまちまちという声があるため、保健所における犬猫の引取りについて統一的な基準を定めること。

平成31年 3月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県議会議長 井上 伸史

### (3)スケジュールの電子化・共有化について

平成30年度 大分県議会議員行事予定表

日時(予定)		行 事 名	場 所	対象議員	担 当
	開始	終了			
2/25 (月)	9:00	各会派代表者会	議 長 応 接 室	正副議長、各会派代表	総 務 課
	9:15	議会運営委員会	議 会 運 営 委 員 会 室	正副議長、議運委員	議 事 課
	議運終了後	委員長連絡調整会議	議 会 運 営 委 員 長 室	各委員長	議 事 課
	10:00	本会議(第1回定例会開会)	議 會 場	全議員	議 事 課
	本会議終了後	第1回定例会開会挨拶(知事・副知事・総務)	議 會 場 長 室	正副議長	総 務 課
	本会議終了後	知事・副知事との議員記念撮影	玄 閣 前	全議員	総 務 課
2/26 (火)	調整中	広報委員会	議 会 運 営 委 員 会 室	副議長、広報委員	政策調査課
2/27 (水)	調整中	会派議案説明会(公明党、共産・維新)	第 3 、 第 4 委 員 会 室	議員(公明党、共産・維新)	政策調査課
	～	会派議案説明会(自民、県民)	会 派 会 議 室	議員(自民、県民)	政策調査課

イメージ

#### (運用方法)

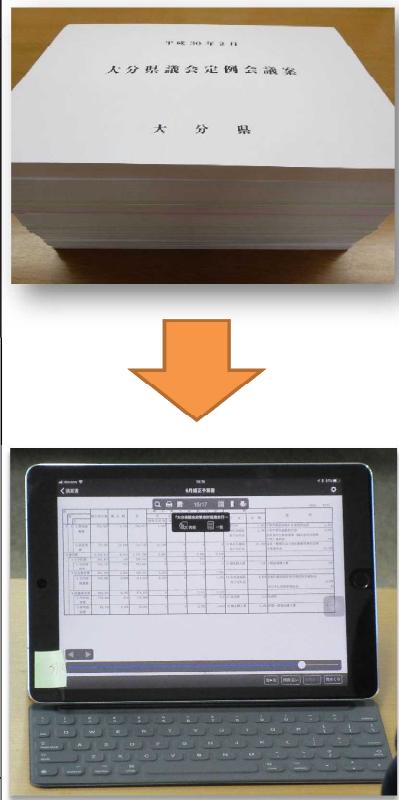
- ・3ヶ月から半年先までの議員関係行事をPDF化し、議員のタブレット内に保存する。
- ・いつでもどこでも関係行事が確認できる。
- ・定期的(毎週金曜日)に最新のものに更新。
- ・執行部からのイベント案内など不定期な行事は、議員タブレットにおいてビジネスチャットを活用し、案内を行う。

### (4)各種資料の電子的な共有及び(5)会議のペーパーレス化について

タブレット等情報端末とクラウド型ファイル管理システムを使用したペーパーレス会議を実施

#### 1 電子化の対象となる紙資料及びタブレット使用者について

会議名称	資料種類	紙資料 (H29実績)	タブレット 使用者
定 例 会 ・ 委 員 会 関 係	本会議	定例会の議案と付属資料	議員定数(43) + 執行部幹部 + 議会事務局
	常任委員会	6委員会の資料と付属資料	
	議会運営委員会	委員会資料と付属資料	
	特別委員会	4委員会の資料と付属資料	
	予算特別委員会	予算説明書、予算資料、 予算概要	
	決算特別委員会	事業別説明書、 決算に関する調書	
係 検 決 議 討 定 会 組 の 織 内 意 関 部 見	代表者会	会議資料	200枚
	広報委員会	会議資料	200枚
	政策検討協議会等	会議資料	300枚
活 そ 動 の 関 他 係	議員総会等会派会議	会議資料	300枚
	議案勉強会	会議資料	
	議連活動	会議資料	
	政務活動	議員からの依頼資料	
合 計		9000枚	150人



\*タブレット使用者数は現時点の想定人数であり、今後、精査する必要がある

## 2 想定される年間コスト

経費項目		金額(万円)	備 考
1	LTEモデルタブレット iPad Pro 12.9インチ 150台	509	レンタル(4年間)の1年当たりの経費
2	iPad付属品	174	キーボード、ApplePencil、キャリングケース等
3	議会クラウド型ファイル管理システム利用料	114	
4	ビジネスチャット使用料	18	50ユーザー(議員43+議会事務局7)
5	電話回線費	918	シェアパック(1台当たり3GB)
6	Wi-Fi環境整備費(回線費含む)	80	本会議場及び委員会室等のWi-Fi環境整備
7	初期設定費	20	
8	操作研修会費	29	操作研修を複数回開催
消費税(10%)		186	
合計		2,048	

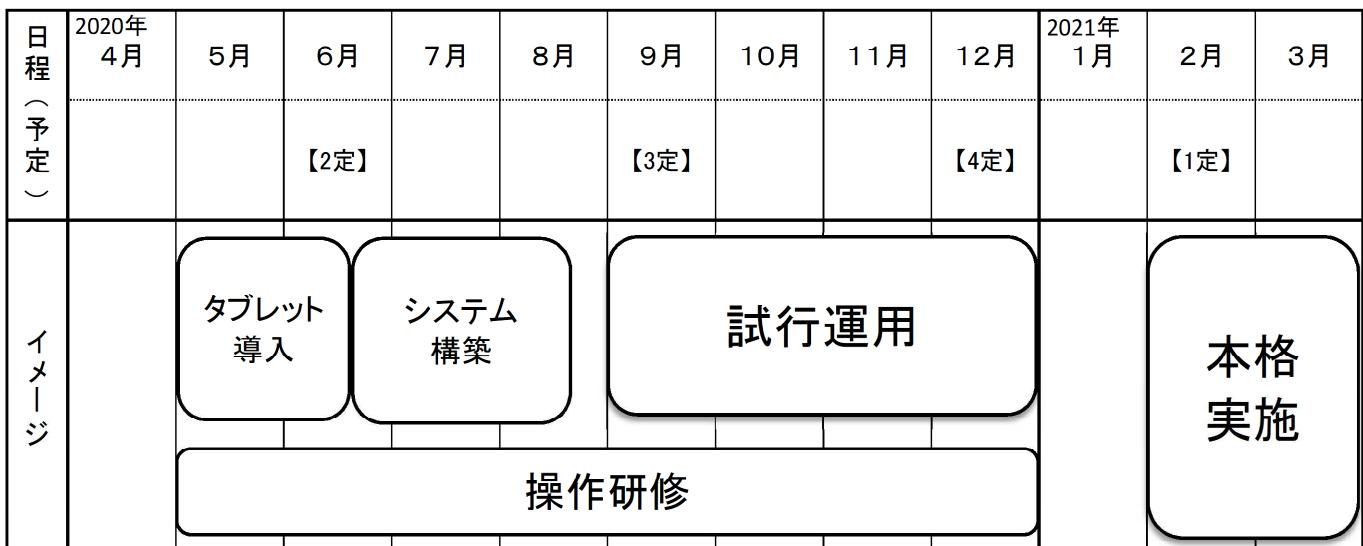
※前述の150人の使用を想定し、定価ベースで積算したものであり、今後精査する必要がある

## 3 導入イメージについて

### 2019年度



### 2020年度



※これは目安のスケジュールであり、今後の協議に応じて変更となる

# 議員海外派遣の取扱い（改正案）

（現行：平成17年4月1日改正）

## 1 派遣人数及び予算

- (1) 派遣は全議員を対象とし、5名以上の構成とする。
- (2) 予算額は、任期中議員1人あたり100万円の範囲内とする。

## 2 随行職員

議長は、派遣団長より要請があった場合は、事務局職員を随行させることができる。

# 中間報告書

議局第1424号

平成30年3月13日

大分県議会議長 井上 伸史 殿

政策検討協議会

会長 御手洗 吉生



## 平成29年度政策検討協議会 中間報告書

政策検討協議会（以下、「協議会」という。）は、地方自治法第100条第12項及び大分県議会会議規則第124条第2項の規定に基づき、議員提案による条例の制定、政策立案・提言及び県議会の諸課題等についての協議・調整の場として、平成29年5月1日に設置されました。

設置期間は、平成31年3月31日までですが、平成29年度における協議会の活動の成果を、下記のとおり中間報告します。

### 記

#### 1 大分県スポーツ推進条例の制定について

本県においては、ラグビーワールドカップ2019の開催及び大規模大会も開催可能な武道をはじめとする屋内スポーツの拠点施設の供用開始を控えており、併せて2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、スポーツの推進に向けた機運が高まりを見せてます。

これを契機として、より多くの県民がスポーツに親しむための環境づくりや、競技力の向上を推進するとともに、その成果をレガシー（遺産）として更に発展させ、次世代に引き継いでいく必要があります。

# 中間報告書

このため、県民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わいながら、健康で活力ある豊かな生活を営むことができる大分県の実現を目指し、社会全体でスポーツの推進を図るため、議員提案条例を制定することとしました。

その後、関係者との意見交換やパブリックコメントによる県民からの意見聴取など約7か月間に亘る検討を経て、検討会議の委員全員を提案者とする「大分県スポーツ推進条例」を平成30年第1回定例会に上程し、可決、成立しました。

この条例の制定により、スポーツの推進がより一層効果的に展開され、健康で活力ある豊かな生活を営むことができる大分県の実現に寄与することが期待されます。

## 2 ICTの活用について

近年のICT技術の発達はめざましいものがあります。

タブレット等のICT技術を活用することによって、審議の充実や事務の効率化、ペーパレス化などを実現できる可能性があります。

このため、県議会におけるICTの活用について検討を行うこととし、先進的な取組を行っている地方議会の事例を参考しながら、検討事項の範囲について整理しました。

具体的には、次の5点について検討を行うこととし、今年度は、主に(1)(2)について検討を行いました。

- (1) 本会議場・委員会室等における情報機器の使用
- (2) メール等による文書等の送付
- (3) スケジュールの電子化・共有化
- (4) 各種資料の電子的な共有
- (5) 会議のペーパレス化

(1)については、タブレット等の情報機器は、本会議においては、使用する必要性等がないことから、委員会において情報機器の持ち込みを認めるべきであるとしました。

(2)については、これまでファクシミリや郵送により紙媒体により行っていたものを、希望する議員に対しては、メールを活用して文書・資料を提供するべきであるとしました。

具体的には、別紙のとおり、「委員会における情報機器の使用に関する申合せ事項(案)」及び「議員へのメールによる文書・資料の提供について(案)」を策定しました。

# 中間報告書

(1)については、議会運営委員会の中で、議案審議の充実の観点から、改めてご検討をお願いいたしますとともに、(2)についても速やかな実施をお願いします。

なお、(3)(4)(5)については、引き続き調査・検討を行い、来年度中に結論を出す予定です。

## 3 海外調査研究について

平成29年9月、各会派代表者会での同意を受け、議長から当協議会に対し、平成29年度の海外調査研究について検討するよう依頼がありました。

これは、協議・調整の場である当協議会において、県議会として海外調査研究を行うことが適當か、また、適當である場合には、調査先等について決定するよう要請されたものです。

当協議会では、海外調査研究への参加を希望する議員の意見や会派の意見を聴取しながら複数の案について検討しました。

一部の議員から反対する意見もありましたが、本県が抱える喫緊の行政課題等について海外における先進的な取組等の調査を行うことは、今後の県政に資すると考え、最も大きな成果を期待できる内容として、2月上旬にオーストラリア、ニュージーランド及びフィジーを訪問する案を選定し、11月27日に議長に報告しました。

議長は、12月4日の各会派代表者会議で、当協議会の選定した案に基づき、県議会として海外調査研究を実施したい旨報告し、了承されました。

平成29年度海外調査研究は、2月3日から10日までの8日間の日程で実施され、議員8名（自由民主党5名、県民クラブ3名）がオーストラリア、ニュージーランド及びフィジーを訪問し、ラグビーワールドカップ2019における大分県への誘客など本県の取り組むべき課題解決に即した先進事例を調査しました。

調査後には、報告書を作成するとともに、平成30年3月28日には、県議会議員や執行部を対象として報告会を開催し、調査研究の成果を広く共有することとしております。

今後、海外調査研究の成果を、政策提言などの議会活動に活かすことにより、県勢の発展が促進されることが期待できます。

# 中間報告書

## 4 政務活動費について

政務活動費については、更なる透明性の確保や向上を図るため、平成28年度に「政務活動費検討協議会」を設置して検討を行い、自家用車を使用する場合の交通費の取扱いや会計帳簿等の証拠書類をインターネットで公開するなど、制度の見直し等を行ったところです。

その際に、政務活動費については不断の改革が必要であり、政務活動費使途基準マニュアルの見直し等は、次年度以降も継続して行うこととされましたので、当協議会で見直し等の検討を行いました。

主に次の2点について検討しました。

- (1) 自家用車を使用した場合の燃料代の精算方法
- (2) 県外で政務活動を行った場合の宿泊費と食事代のあり方

(1)については、これまで月ごとに燃料代を精算することとしていましたが、近年の車の燃費性能の向上により、都市部の選挙区の議員の中には、数か月に1度の給油という実態があり、政務活動で自家用車を使用しているにもかかわらず、その経費が実態に即して反映されていないことから、給油した月は概算払いとし、年度末に精算する方式に見直すことが適当であるとしました。

(2)については、大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（昭和22年大分県条例第10号）や職員等の旅費に関する条例（昭和26年大分県条例第28号）等を根拠としていることから、それらの条例における運用と整合を図ること、また、それらの条例が見直された場合に連動して見直すことが適当であるとし、(1)と併せて、別紙のとおり政務活動費使途基準マニュアルの改正案を策定しました。

今後も、政務活動費の取扱いについて必要に応じて検証し、見直していく必要があります。

# 中間報告書

## **平成29年度政策検討協議会 開催経過**

第 1回　日 時：平成29年6月13日（火）  
議 題：設置運営要領の報告、副会長の選任、検討テーマに関する協議

第 2回　日 時：平成29年7月31日（月）  
議 題：議員提案条例について  
　　　　ＩＣＴの活用について

第 3回　日 時：平成29年9月8日（金）  
議 題：議員提案条例について  
　　　　ＩＣＴの活用について  
　　　　政務活動費に係る現行の問題点（課題）等について

第 4回　日 時：平成29年10月6日（金）  
議 題：大分県スポーツ推進条例（仮称）の骨子案について  
　　　　海外調査研究について  
　　　　会議におけるタブレット等情報機器の使用について

第 5回　日 時：平成29年10月27日（金）  
議 題：大分県スポーツ推進計画について（執行部説明）  
　　　　大分県スポーツ推進条例（素案）について  
　　　　海外調査研究について  
　　　　政務活動費について

第 6回　日 時：平成29年11月13日（月）  
議 題：大分県スポーツ推進条例（仮称）に係る関係者との意見交換  
　　　　海外調査研究について

第 7回　日 時：平成29年11月27日（月）  
議 題：海外調査研究について  
　　　　大分県スポーツ推進条例（仮称）案について

第 8回　日 時：平成29年12月11日（月）  
議 題：大分県スポーツ推進条例（仮称）案のパブリックコメントについて  
　　　　ＩＣＴの活用について  
　　　　政務活動費について

【パブリックコメント実施：平成29年12月14日（木）～平成30年1月15日（月）】

第 9回　日 時：平成30年1月29日（月）  
議 題：大分県スポーツ推進条例（仮称）案のパブリックコメント実施結果に  
　　　　対する対応案について  
　　　　大分県スポーツ推進条例案について  
　　　　大分県スポーツ推進条例の逐条解説及びパンフレットについて  
　　　　委員会における情報機器の使用に関する申合せ事項について  
　　　　議員へのメールによる文書・資料の提供について  
　　　　政務活動費に係る現行の問題点（課題）に対する対応について  
　　　　政策検討協議会中間報告書について

## 中間報告書

第10回　日 時：平成30年2月27日（火）  
議 題：大分県スポーツ推進条例案の逐条解説及びパンフレットについて  
政策検討協議会中間報告書について  
来年度の活動について

第11回　日 時：平成30年3月12日（月）  
議 題：大分県スポーツ推進条例案の逐条解説について  
委員会における情報機器の使用に関する申合せ事項について  
議員へのメールによる文書・資料の提供について  
政策検討協議会中間報告書について

## 委員会における情報機器の使用に関する申合せ事項（案）

### 1 目的

この申合せは、委員会における情報機器の使用について必要な事項を定めることにより、委員会の規律を維持するとともに、審議の充実に資することを目的とする。

### 2 使用できる情報機器

- (1) パソコン
- (2) タブレット
- (3) スマートフォン
- (4) その他委員長が特に認めるもの

### 3 使用できる機能

- (1) 審議に関する資料（機器に保存されているもの）の閲覧機能
- (2) 審議に関する事柄を検索するためのインターネットサイトの閲覧機能
- (3) 審議に関する記録を行うためのワードプロセッサ機能

### 4 使用できる者

- (1) 議員
- (2) 議会事務局職員
- (3) 執行部職員
- (4) その他委員長が特に認める者

### 5 使用上の注意事項

- (1) メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用、通話その他審議に関係のないことに使用しないこと。
- (2) 電子音や振動音が鳴らないようにするとともに、操作音が審議の支障にならないよう配慮すること。
- (3) インターネットサイトの閲覧は、不明な用語の意味を調べる場合など、必要最小限に止めること。
- (4) 予め充電して使用することとし、会議中にコンセントを使用しないこと。
- (5) インターネット環境の確保など、機器の取扱い等は使用者個人の責任において行うこと。

## 中間報告書

(6) 情報機器の使用は、あくまでも審査を補完するためであり、節度を持って必要な範囲に限ること。

### 6 その他

委員長は、申合せ事項に反する取扱いが見られた場合や、情報機器の使用が審査に支障を及ぼすと判断した場合は、該当者に注意を促し、なお改善されない場合は、使用的停止を命じることができる。

## 議員へのメールによる文書・資料の提供について（案）

### 1 趣旨

希望する議員に対して、メールを活用して文書・資料を送付することにより紙資源の節約と効率化を図る。

### 2 具体的な方法

(1) 議会事務局は、メールによる文書・資料の送付を希望する議員に対して、文書・資料を送付する際は、原則としてメールで送付するものとする。

ただし、次の①～③の文書・資料は従来どおりメールで送付しないこととする。

#### ①公印を押印した文書

なお、次の（I）～（V）の文書については、今後、公印を押印しない扱いとする。

（I）議会運営委員会招集通知書（議運委員長印）

（II）常任委員会招集通知書、所管事務調査通知（常任委員長印）

（III）特別委員会招集通知書（特別委員長印）、所管事務調査通知（特別委員長印）

（IV）協議調整の場（政策検討協議会、ラグビーワールドカップ大分開催協議会、議員定数問題調査会）開催通知（各会長印）

（V）議員連盟関係文書（議員連盟会長印）

②印刷物や大容量のデータなどメールでの送付が困難な文書・資料

③その他メールによる送付に馴染まない文書・資料（原本の送付が必要になる資料など）

また、メールで送付する文書・資料については、重ねて郵送やFAXによる送付は行わないこととする。

(2) 執行部が送付する文書・資料についても同様とする。

## 政務活動費使途基準マニュアル改正案

## 7 項目別指針

## (1) 調査研究費

## (①) 交通費・宿泊費

基本的に、政務活動に際し必要な費用で、会計帳簿等により確認できる実際にかかった経費（実費）を政務活動費に充当します。

ただし、その額は社会通念上相当な範囲のものとします。

## (ア) 公共交通機関（バス、高速バス、鉄道、地下鉄等）

略

## (イ) 航空機

略

## (ウ) 自家用車使用の場合の燃料代等

政務活動に自動車を使用する場合は、年度当初（自動車を購入した場合はその都度）に届出を行い、当該届出車両ごとに燃料代等の領収書の写しを添付します。

政務活動以外で使用する場合は、その部分の燃料代等を政務活動費に充当することはできませんので、総走行距離に占める政務活動で走行した距離の割合により按分した額を政務活動費に充当します。

## i) 燃料代

政務活動届出車両に燃料を給油した場合、当該燃料代の領収書の写しを月ごとに整理し、適切な割合（政務活動走行距離／総走行距離）により按分した額を概算で充当します。

年度末に確定した按分割合により精算するものとしますが、年度のすべての月で燃料代の充当がある場合は、年度末における精算を省略できるものとします。

なお、当該届出車両の走行メーター部分の写真を撮影（日付入り）し保管すること。

## ii) 運行に直接必要な経費

自動車の維持補修費（車体修繕料、自動車保険料、車検料等）は、政務活動費に充当することはできませんが、タイヤ、エンジンオイル、バッテリー交換など走行により損耗する部品代（交換に要する工賃を含む）については充当することができます。

購入した部品代等の領収書の写しを添付します。

なお、これらの部品は、ある程度長期間使用するものであることから、購入した月は、上記 i) で用いた按分割合により概算で充当し、年度末に確定した按分割合により精算するものとします。

## (エ) 高速、有料道路料金

略

## (オ) 駐車場料金

略

## (カ) タクシー料金

略

## 中間報告書

(キ) レンタカー料金

略

(ク) 宿泊料金

1泊あたりの充当の上限を、13,700円とします。

この上限額は、大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第8条（職員等の旅費に関する条例を準用）を基準にしており、1泊2食に相当する額により判断することになります。食事場所は、宿泊場所と同一施設に限定されませんが、夕食代に酒代が含まれる場合は、酒代を除く必要があります。

なお、往復航空券と宿泊券がセットになった包括割引航空券（いわゆる「パック旅行」）を利用する場合は、当該包括割引航空券で選択した宿泊施設の提供内容（素泊まり、または1泊朝食付の場合に限る。）により、当該施設の宿泊料金を1泊あたり9,134円とし、1泊2食に相当する額を算出のうえ、上記と同様の判断をすることになります。

領収書の写しを添付します。

~~なお、~~県内で宿泊する場合は、翌日の早朝に政務活動があるなど帰宅するよりも宿泊する方が合理的な場合は認められます。

政務活動費 年間走行明細・按分精算書  
(燃料代)

会派名

議員名

(印)

平成 年度

	燃料代①	概算計上②	総走行距離数③	自動車登録番号	政務活動総距離数④	政務活動対象燃料代⑤	精算⑤-②
4月			開始	km			
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月			終了	km			
合計				km			

4月走行距離開始

3月走行距離終了

年度走行距離

(政務活動に使用した割合)

$$\frac{\text{④} \cdots}{\text{③} \cdots} = \text{⑥}$$

(燃料代のうち、政務活動費充当額)

$$\text{①} \times \text{⑥} = \text{⑤}$$

(精算額)

$$\text{⑤} - \text{②} =$$

\*政務活動使用車両ごとに作成すること。